

小商工第 98号
令和元年6月4日

会員各位

小山町商工会
企画委員会
委員長 田代和美

令和元年度 賑わい創出事業の募集について

標記の件につきまして、商工会では前年度継続事業として、町内に賑わいを創出し商工業の活性化を図ることを目的とした事業に対し助成金の支援をします。

助成対象は、商工会員で組織した商店街等の団体及びグループが実施する事業が対象です。

つきましては、下記内容を確認の上、申請して頂きますようご案内致します。

記

- 1 申込期限 令和元年6月28日（金）
- 2 申込先 小山町商工会
- 3 提出書類 ①賑わい創出事業助成交付申請書（様式第1号）
②事業計画書（任意様式）
※商工会窓口・小山町商工会ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

4 助成金内容

項目	内容
対象事業	町内に賑わいを創出し商工業の活性化を図る事業 （商店街大売出し・映画祭・バル等） ※継続して行う事業の場合は、新規の取組みを加えて実施してください。
対象者	会員で組織した団体及びグループ （商店街・業種組合・同業種、異業種のグループ・商工会支部等）
助成金額	助成対象経費合計の3分の2以内 上限100,000円とする（1,000円未満切り捨て） 1団体年1回限りとする。
募集件数	10件程度
助成対象経費	（1）広報費（チラシ・ポスター等作成費等） （2）借損料（機器・設備等のリース料、レンタル料） （3）消耗品費（事務用品等） （4）委託費（申請者が実行できない業務の第三者への委託費） （5）その他審査会で認めた費用
事業期間・助成金の請求	助成対象事業の完了後、30日後又は令和2年2月20日のどちらか早い日までに、請求書（様式第2号）、事業報告書、支払いが確認出来るものを商工会に提出できる事業とする。
交付の確定及び支給	商工会は、請求があったときは、内容を速やかに審査した上で、その適否及び助成金額を確定し、支給します。
その他	本年度は募集期限が6月28日までの為、期限以前の事業は対象となりませんのでご承知おきください。

事業の詳細、ご不明点等につきましては、商工会（電話 76-1100）担当岩田までお問合せください。